



会長	副会長	理事	事務長	会長指示
丸山 泉				

福岡県医発第145号(保)
平成14年4月19日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関 原



特別養護老人ホーム等における療養の給付（医療）の取扱いについて

標記の件につきまして、別紙のとおり福岡県保健福祉部高齢者福祉課より通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会

担当理事 友 清 明



(公印省略)

1 4 高 第 3 9 号

平成14年 4月15日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部高齢者福祉課長

特別養護老人ホーム等における療養の給付（医療）の取扱いについて

標記について、厚生労働省保険局医療課より通知がありましたので写しを送付します。

なお、指定短期入所生活介護事業所入所者について、平成13年7月に実施した「特別養護老人ホーム等入所者の診療の取扱いに関する講習会」での説明と診療報酬請求上の取扱いが異なっておりますので取扱いに遺憾のないよう貴会会員に周知いただくようお願いいたします。





保医発第0311002号

平成14年 3月11日

地方社会保険事務局長 殿

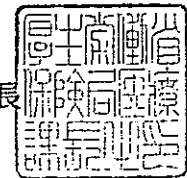
都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長 殿

都道府県老人医療主管部(局)

老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長



特別養護老人ホーム等における療養の給付(医療)の取扱いについて

標記については、診療報酬請求と介護報酬及び措置費等との整合を明確にするため、平成14年4月1日より下記によることとしたので、遺憾なきを期するとともに、関係者に対して周知徹底を図られたい。

なお、下記事項については、老健局、社会・援護局及び雇用均等・児童家庭局とも協議済みであるので、念のため申し添える。

おって、平成5年6月28日保険発第81号・老健第80号通知「特別養護老人ホーム等における療養の給付(医療)の取扱いについて」は、平成14年3月31日限り廃止する。

記

1 保険医が、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する医師(以下「配置医師」という。)である場合は、それぞれの配置されている施設に入所している患者に対して行った診療(特別の必要があつて行う診療を除く。)については、初診料、再診料(外来診療料を含む。)、小児科外来診療料、往診料、老人初診料及び老人再診料(老人外来診療料を含む。)を算定できない。

(1) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第12条第1項第2号、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第12条第1項第2号及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第121条第1項第1号の規定に基づき、養護老人ホーム(定員111名以上の場合。以下同じ。)、特別養護老人ホーム及び指定短期入所生活介護事業所に配置されている医師

(102) 病院又は診療所と特別養護老人ホームが合築又は併設（「病院又は診療所と老人保健施設又は特別養護老人ホームを併設する場合等における医療法上の取扱いについて」（昭和63年1月20日健政発第23号）にいう合築又は併設をいう。）されている場合の当該病院又は診療所（以下「併設医療機関」という。）の医師（特別の必要があって診療を行う場合を除く。）

なお、病院又は診療所と養護老人ホーム、身体障害者療護施設、重度身体障害者更生援護施設、救護施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、乳児院又は情緒障害者短期治療施設が合築又は併設されている場合についても同様の取扱いとする。

(2) 身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第54号）の規定に基づき、身体障害者療護施設又は重度身体障害者更生援護施設に配置されている医師

(3) 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準（昭和41年厚生省令第7号）第11条第1項第2号の規定に基づき、救護施設（定員11名以上の場合。以下同じ。）に配置されている医師

(4) 知的障害者援護施設の整備及び運営に関する基準（平成2年厚生省令第57号）第11条第1項第2号又は第21条第1項第2号の規定に基づき、知的障害者更生施設（定員150名以上の場合。以下同じ。）又は知的障害者授産施設（定員150名以上の場合。以下同じ。）に配置されている医師

(5) 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第1項又は第75条第1項の規定に基づき、乳児院（定員100名以上の場合。以下同じ。）又は情緒障害児短期治療施設に配置されている医師

2 保険医が次の表の左欄に掲げる医師に該当する場合は、それぞれ当該保険医の配置されている施設に入所している患者については、同表の右欄に掲げる診療報酬を算定できない。

保険医	診療報酬
・ 配置医師（全施設共通。併設医療機関の医師を含む。）	・ 特定疾患療養指導料 ・ 在宅自己注射指導管理料（血糖自己測定値指導加算、注入器加算、間歇注入シリンジポンプ加算及び注入器用注射針加算を除く。）

	・在宅自己腹膜灌流指導管理料（紫外線殺菌器加算及び自動腹膜灌流装置加算を除く。） ・在宅酸素療法指導管理料（酸素ポンベ加算、酸素濃縮装置加算、携帯用酸素ポンベ加算、設置型液化酸素装置加算及び携帯型液化酸素装置加算を除く。） ・在宅中心静脈栄養法指導管理料（輸液セット加算及び注入ポンプ加算を除く。） ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理料（栄養管セット加算及び注入ポンプ加算を除く。） ・在宅自己導尿指導管理料（間歇導尿用ディスポーザブルカテーテル加算を除く。） ・在宅血液透析指導管理料（透析液供給装置加算を除く。） ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料（経鼻的持続陽圧呼吸療法治療器加算を除く。） ・在宅人工呼吸指導管理料（陽圧式人工呼吸器加算、鼻・顔マスク人工呼吸器加算及び陰圧式人工呼吸器加算を除く。） ・在宅悪性腫瘍患者指導管理料（注入ポンプ加算及び携帯型ディスポーザブル注入ポンプ加算を除く。） ・在宅寝たきり患者処置指導管理料 ・在宅自己疼痛管理指導管理料（送信器加算を除く。） ・痴呆患者在宅療養指導管理料 ・在宅肺高血圧症患者指導管理料（携帯型精密輸液ポンプ加算を除く。） ・在宅気管切開患者指導管理料（人工鼻加算を除く。）
・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設、重度身体障害者更生援護施設、救護施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設又は指定短期入所生活介護事業所の配置医師（併設医療機関の医師を含む。）	・老人慢性疾患外来総合診療料 ・老人慢性疾患生活指導料 ・老人慢性疾患外来共同指導料
・身体障害者療護施設、重	・小児科療養指導料

度身体障害者更生援護施設、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設の配置医師	
・身体障害者療護施設又は重度身体障害者更生援護施設の配置医師	・理学療法 ・老人理学療法 ・難病患者リハビリテーション料
・重度身体障害者更生援護施設の配置医師	・作業療法 ・老人作業療法
・情緒障害児短期治療施設又は知的障害者更生施設の配置医師	・通院精神療法 ・心身医学療法 ・通院集団精神療法 ・精神科作業療法 ・精神科デイ・ケア ・精神科ナイト・ケア ・精神科デイ・ナイト・ケア
・乳児院又は情緒障害児短期治療施設の配置医師	・小児特定疾患カウンセリング料

3 保険医が、配置医師でない場合については、緊急の場合又は患者の傷病が当該配置医師の専門外にわたるものであるため、特に診療を必要とする場合を除き、それぞれの施設に入所している患者に対してみだりに診療を行ってはならない。

4 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所、身体障害者療護施設、重度身体障害者更生援護施設、救護施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、乳児院又は情緒障害児短期治療施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に入所している患者については、次に掲げる診療報酬等の算定の対象としない。

- ・在宅療養指導料
- ・外来栄養食事指導料
- ・集団栄養食事指導料
- ・診療情報提供料（Ａ）（注２に該当する場合に限る。）
- ・診療情報提供料（Ｂ）（注３又は注４に該当する場合に限る。）
- ・在宅患者訪問診療料
- ・在宅時医学管理料

- ・在宅末期医療総合診療料
- ・在宅患者訪問看護・指導料
- ・在宅訪問リハビリテーション指導管理料
- ・訪問看護指示料
- ・在宅患者訪問薬剤管理指導料
- ・在宅患者訪問栄養食事指導料
- ・精神科訪問看護・指導料
- ・寝たきり老人在宅総合診療料
- ・寝たきり老人訪問指導管理料
- ・退院患者継続訪問指導料
- ・訪問看護療養費
- ・老人訪問看護療養費

- 5 特別養護老人ホーム等の職員（看護師、理学療法士等）が行った医療行為については、診療報酬を算定できない。
- 6 保険医が、特別養護老人ホーム等に赴き診療を行った場合は、診療報酬明細書の欄外上部に、**施**又は（施）の表示をする。
- 7 各都道府県知事は、別紙様式により、特別養護老人ホーム等の配置医師に係る情報を把握し、必要に応じ市町村等に対して周知するよう努めること。

別紙様式

特別養護老人ホーム等の施設の状況及び配置医師等について

施設の種別					
施設 の 状 況	施 設 の 名 称				
	所 在 地				
	開設（経営）主体				
	開 設 者 名				
	定 員				
	併設医療機関の有無	有 ・ 無			
	併 設 医 療 機 関 名				
	所 在 地				
	開設（経営）主体				
	開 設 者 名				
医 師 の 状 況	氏 名				
	常 勤 の 有 無				
	配置契約の有無	有 ・ 無	専門の診療科		契約期間：
	（契約の内容）	一月当たり	日、週	曜日、	時～ 時
	所属医療機関名				
	所 在 地				

〔記入上の注意〕

- 1 施設の種別欄には、次のいずれか該当するものを記入すること。

養護老人ホーム（定員111名以上）、特別養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所、身体障害者療護施設、重度身体障害者更生援護施設、救護施設（定員111名以上）、知的障害者更生施設（定員150名以上）、知的障害者授産施設（定員150名以上）、乳児院（定員100名以上）、情緒障害児短期治療施設

- 2 施設の状況欄は、施設の現状について記入し、「併設医療機関の有無」が有である場合は、「特別養護老人ホーム等における療養の給付（医療）の取扱いについて」（平成14年3月11日保医発第0311002号）の1の（1の2）に該当する医療機関の名称等について記入すること。

- 3 医師の状況欄は、現在契約している医師の状況について記入すること。

(参考)

保険発第 81号
老 健 第 80 号
平成5年6月28日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部(局)
~~保険主管課(部)長 殿~~
国民健康保険主管課(部)長 殿
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

~~厚生省老人保健福祉局~~
~~老人保健課長~~

特別養護老人ホーム等における療養の給付(医療)の取扱いについて

標記については、診療報酬請求と介護報酬及び措置費等との整合を明確にするため、~~平成5年8月1日~~平成14年4月1日より下記によることとしたので、遺憾なきを期するとともに、関係者に対して周知徹底を図られたい。

なお、下記事項については、老健局、社会・援護局及び~~児童家庭局~~雇用均等・児童家庭局とも協議済みであるので、念のため申し添える。

おって、~~平成4年3月7日~~平成5年6月28日保険発第~~49~~81号・老健第~~46~~80号通知「特別養護老人ホーム等における療養の給付(医療)の取扱いについて」は、~~平成5年7月31日~~平成14年3月31日限り廃止する。

記

- 1 保険医が、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する医師（以下「配置医師」という。）である場合は、それぞれの配置されている施設に入院入所している患者に対して行った診療（特別の必要があつて行う診療を除く。）については、初診料、再診料（外来診療料を含む。）、小児科外来診療料、往診料、老人初診料~~又は~~及び老人再診料（老人外来診療料を含む。）を算定できない。
 - (1) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第12条第1項第2号~~及び~~、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第12条第1項第2号及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第121条第1項第1号の規定に基づき、養護老人ホーム（定員111名以上の場合。以下同じ。）及び特別養護老人ホーム及び指定短期入所生活介護事業所に配置されている医師
 - (102) 病院又は診療所と特別養護老人ホームが合築又は併設（「病院又は診療所と老人保健施設又は特別養護老人ホームを併設する場合等における医療法上の取扱いについて」（昭和63年1月20日健政発第23号）にいう合築又は併設をいう。）されている場合の当該病院又は診療所（以下「併設医療機関」という。）の医師（特別の必要があつて診療を行う場合を除く。）

なお、病院又は診療所と養護老人ホーム、身体障害者療護施設、重度身体障害者更生援護施設、救護施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、乳児院又は情緒障害者短期治療施設が合築又は併設されている場合についても同様の取扱いとする。
 - (2) ~~身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設の設備及び運営基準（昭和62年1月厚生省社会局長通知社更第4号）~~身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第54号）の規定に基づき、身体障害者療護施設又は重度身体障害者更生援護施設に配置されている医師
 - (3) 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準（昭和41年厚生省令第7号）第11条第1項第2号の規定に基づき、救護施設（定員11名以上の場合。以下同じ。）に配置されている医師
 - (4) 知的障害者援護施設の整備及び運営に関する基準（平成2年厚生省令第57号）第11条第1項第2号又は第21条第1項第2号の規定に基づき、知的障害者更生施設（定員150名以上の場合。以下同じ。）又は知的障害者授産施設（定員150名以上の場合。以下同じ。）に配置されている医師
 - (5) 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第1項又は第75条第1項

の規定に基づき、乳児院（定員100名以上の場合。以下同じ。）又は情緒障害児短期治療施設に配置されている医師

- 2 保険医が次の表の左欄に掲げる医師に該当する場合は、それぞれ当該保険医の配置されている施設に入所している患者については、同表の右欄に掲げる診療報酬を算定できない。

保険医	診療報酬
・ 配置医師（全施設共通。併設医療機関の医師を含む。）	・ 特定疾患療養指導料 ・ 在宅自己注射指導管理料（血糖自己測定値指導加算、<u>注入器加算及び、間歇注入シリンジポンプ加算及び注入器用注射針加算を除く。</u>） ・ 在宅自己腹膜灌流指導管理料（紫外線殺菌器加算及び自動腹膜灌流装置加算を除く。） ・ 在宅酸素療法指導管理料（酸素ボンベ加算、酸素濃縮装置加算、携帯用酸素ボンベ加算、設置型液化酸素装置加算及び携帯型液化酸素装置加算を除く。） ・ 在宅中心静脈栄養法指導管理料（輸液セット加算及び注入ポンプ加算を除く。） ・ 在宅成分栄養経管栄養法指導管理料（栄養管セット加算及び注入ポンプ加算を除く。） ・ 在宅自己導尿指導管理料（<u>間歇自己導尿用ディスポーザブルカテーテル加算を除く。</u>） ・ <u>在宅血液透析指導管理料（透析液供給装置加算を除く。）</u> ・ <u>在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料（経鼻の持続陽圧呼吸療法治療器加算を除く。）</u> ・ 在宅人工呼吸指導管理料（陽圧式人工呼吸器加算、<u>鼻・顔マスク人工呼吸器加算及び陰圧式人工呼吸器加算を除く。</u>） ・ 在宅悪性腫瘍患者指導管理料（注入ポンプ加算及び携帯型ディスポーザブル注入ポンプ加算を除く。） ・ 在宅寝たきり患者処置指導管理料 ・ 在宅自己疼痛管理指導管理料（送信器加算を除く。） ・ 痴呆患者在宅療養指導管理料 ・ <u>在宅肺高血圧症患者指導管理料（携帯型精密輸液ポンプ加算を除く。）</u>

	<u>ブ加算を除く。)</u> ・在宅気管切開患者指導管理料 (人工鼻加算を除く。)
・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設、重度身体障害者更生援護施設、救護施設、知的障害者更生施設又は、知的障害者授産施設又は指定短期入所生活介護事業所の配置医師 (併設医療機関の医師を含む。)	・老人慢性疾患外来総合診療料 ・老人慢性疾患生活指導料 ・寝たきり老人延置指導管理料 ・老人慢性疾患外来共同指導料
・身体障害者療護施設、重度身体障害者更生援護施設、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設の配置医師	・小児科療養指導料
・身体障害者療護施設又は重度身体障害者更生援護施設の配置医師	・理学療法 ・老人理学療法料 ・難病患者リハビリテーション料
・重度身体障害者更生援護施設の配置医師	・作業療法 ・老人作業療法料
・情緒障害児短期治療施設又は知的障害者更生施設の配置医師	・通院精神療法 ・心身医学療法 ・通院集団精神療法 ・精神科作業療法 ・精神科デイ・ケア ・精神科ナイト・ケア ・精神科デイ・ナイト・ケア
・乳児院又は情緒障害児短期治療施設の配置医師	・小児特定疾患カウンセリング料

3 保険医が、配置医師でない場合については、緊急の場合又は患者の傷病が当該配置医師の専門外にわたるものであるため、特に診療を必要とする場合を除き、それぞれの施設に入所している患者に対してみだりに診療を行ってはならない。

4 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所、身体障害者療護施設、重度身体障害者更生援護施設、救護施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、乳児院又は情緒障害児短期治療施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に入所している患者については、次に掲げる診療報酬等の算定の対象としない。

- ・在宅療養指導料
- ・外来栄養食事指導料
- ・集団栄養食事指導料
- ・診療情報提供料（Ａ）（注２に該当する場合に限る。）
- ・診療情報提供料（Ｂ）（~~注~~注~~号~~3又は注~~号~~4に該当する場合に限る。）
- ・在宅患者訪問診療料
- ・在宅時医学管理料
- ・在宅末期医療総合診療料
- ・在宅患者訪問看護・指導料
- ・在宅訪問リハビリテーション指導管理料
- ・訪問看護指示料
- ・在宅患者訪問薬剤管理指導料
- ・在宅患者訪問栄養食事指導料
- ・精神科訪問看護・指導料
- ~~・老人在宅療養指導料~~
- ・寝たきり老人在宅総合診療料
- ~~・寝たきり老人訪問診療料~~
- ~~・寝たきり老人末期訪問診療料~~
- ・寝たきり老人訪問指導管理料
- ・退院患者継続訪問指導料
- ・訪問看護療養費
- ・老人訪問看護療養費

5 特別養護老人ホーム等の職員（看護婦看護師、理学療法士等）が行った医療行為については、診療報酬を算定できない。

6 保険医が、特別養護老人ホーム等に赴き診療を行った場合は、診療報酬明細書の欄外上部に、施又は（施）の表示をする。

7 各都道府県知事は、別紙様式により、特別養護老人ホーム等の配置医師に係る情報を把握し、必要に応じ市町村等に対して周知するよう努めること。

別紙様式

特別養護老人ホーム等の施設の状況及び配置医師等について

施設の種別					
施設の状況	施設の名称				
	所在地				
	開設（経営）主体				
	開設者名				
	定員				
	併設医療機関の有無	有・無			
	併設医療機関名				
	所在地				
	開設（経営）主体				
	開設者名				
医師の状況	氏名				
	常勤の有無				
	配置契約の有無	有・無	専門の診療科	契約期間：	
	（契約の内容）	一月当たり	日、週	曜日、	時～時
	所属医療機関名	年 月～ 年 月			
所在地					

【記入上の注意】

- 1 施設の種別欄には、次のいずれか該当するものを記入すること。

養護老人ホーム（定員111名以上）、特別養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所、身体障害者療護施設、重度身体障害者更生援護施設、救護施設（定員111名以上）、精神薄弱者更生施設知的障害者更生施設（定員150名以上）、精神薄弱者授産施設知的障害者授産施設（定員150名以上）、乳児院（定員100名以上）、情緒障害児短期治療施設

- 2 施設の状況欄は、施設の現状について記入し、「併設医療機関の有無」が有である場合は、「特別養護老人ホーム等における療養の給付（医療）の取扱いについて」（~~平成5年6月28日保~~
~~発第81号~~—~~老健第80号~~平成14年3月11日保医発第0311002号）の1の（1の2）に該当する医療機関の名称等について記入すること。

- 3 医師の状況欄は、現在契約している医師の状況について記入すること。